

タイにおける特許出願の優先権主張の手 続



TNY 国際法律事務所
(TNY Legal Co., Ltd.)

永田 貴久
共同代表取締役
日本国弁護士・弁理士

TNY Legal Co., Ltd.はタイ・バンコクに 2016 年 2 月に設立された法律事務所であり、主にタイに進出する日本企業および進出済みの日本企業に対し、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。グループ事務所として日本（弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所、永田国際特許事務所）、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、イスラエル、エストニアに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は事務所創設者であり、日本およびタイにおける出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

1. 概要

タイに条約に基づく優先権主張を伴う特許出願を行う場合、PCT ルートを通じた出願と、パリ条約を利用した直接出願ルートがある。PCT ルートを利用する場合、国内移行期限は優先日より 30 か月以内であり、移行時に明細書等のタイ語への翻訳が必要となる。パリ条約を利用した直接出願ルートの場合、優先日から 12 か月以内の出願が必要となる（タイ特許法 19 条の 2）。なお、優先権主張手続に係るタイ特許庁費用は発生しない。

2. PCT ルート

(1) 必要書類

PCT ルートを利用する場合の必要書類は概ね下記のとおりである。

- ・ 明細書、請求の範囲、要約および図面のタイ語による翻訳文
- ・ 19 条補正もしくは 34 条補正した場合：補正後のタイ語による翻訳文
- ・ 委任状：公証認証が必要
- ・ 譲渡証およびそのタイ語訳もしくは Form PCT/IB/306 の写し：

PCT 出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合必要

(2) 審査請求

出願がタイ特許公報に公表された日（再公表日）から5年以内に審査請求を行わなければならない。

3. 直接出願ルート

（1）必要書類

パリ条約を利用した直接出願を行う場合の必要書類は概ね下記のとおりである。

a. 願書：出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権を主張する場合にはその情報等を記載

b. 明細書、請求の範囲、要約および図面：タイ語以外の言語で出願した場合、タイ語による翻訳文を出願日から90日以内に提出しなければならない

c. 委任状：公証認証が必要

d. 譲渡証：出願人が発明者でない場合に必要

e. 優先権主張フォーム（Form SorPor/SorPhor/OrSorPor/002-Kor）

f. 優先権基礎出願の出願日が記載された当該国特許庁の認証がある出願書類の写し

g. 優先権証明書

※優先権主張を伴う特許出願は、優先日から12か月以内に行わなければならない。

※上記cとdについては、出願日から90日以内に提出しなければならない。延長不可。

※上記e～gについては、優先日より16か月以内かつ公開日前に提出しなければならない。

（2）出願公開

方式的要件を満たし、発明が不特許事由に該当しない場合には、出願公開が命じられ、出願公開料金の支払い通知が出願人に送付される。この通知から60日以内に公開料金を納付しなければならない。

（3）審査請求

出願公開日から5年以内に審査請求を行わなければならない。

4. 留意点

タイに優先権主張を伴う特許出願を行う場合、出願期限（優先日より 12 か月以内）や、優先権主張フォームの提出期限（優先日より 16 か月以内かつ公開日前）等の期限が発生することに留意する必要がある。また、出願後において、審査請求期限は出願公開日から 5 年以内であるが、タイでは出願公開の時期が明確に定められていない為、出願公開日を必ず連絡してもらえよう予め現地代理人に要請しておく必要がある。

5. ソース

タイ知的財産局（Department of Intellectual Property : DIP）ウェブサイト
(<http://www.ipthailand.go.th/en/patent-008.html>)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)